

# 茅ヶ崎市民ギャラリー

## 利用のご案内



### 創作室

創作室B・Cを同時利用した様子

令和7年4月1日～

# 目次

- 1. 施設概要 . . . . . 1
- 2. 利用案内 . . . . . 2
- 3. 利用登録 . . . . . 3
- 4. 申込み . . . . . 4
- 5. 取り消し . . . . . 5
- 6. 利用上のお願い . . . . . 5
- 7. 問い合わせ先等 . . . . . 6

# 1. 施設概要



トイレ



多目的トイレ



エレベーター



給湯室



非常口

## エレベーター

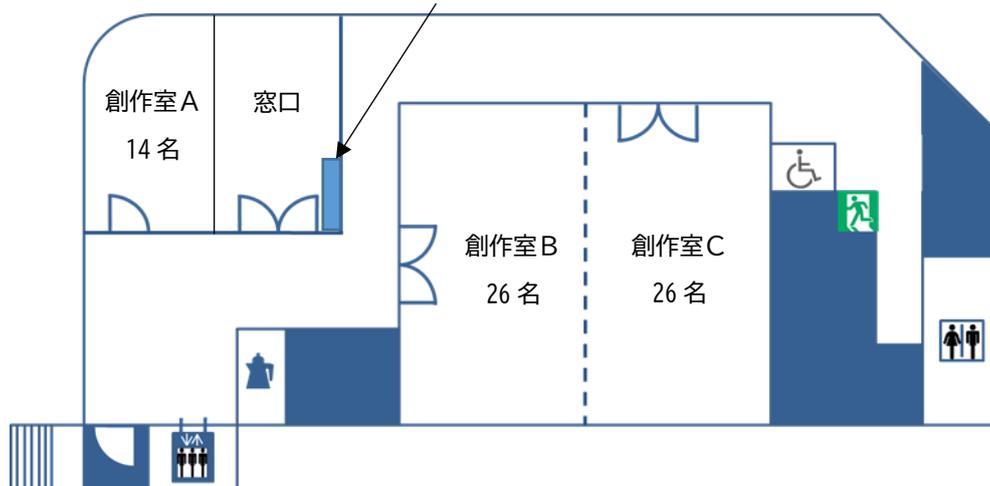
入口: 横幅 90 cm × 高さ 210 cm

内部: 横幅 160 cm × 奥行 150 cm × 高さ 230 cm

積載荷重: 1,000kg(15人乗り)

## 5階

受付内の流し場は  
創作室 A 利用者が利用可



## 市民ギャラリー窓口

令和7年4月1日から創作室Aの半面に移転

## 創作室

絵画、手工芸など創作活動の場として、机・椅子のご用意がありますので、ミーティングの場としても利用できます。

各部屋の定員は、創作室 A:14名、創作室 B:26名、創作室 C:26名です。

創作室 B・C は、仕切りを外すことで1つの部屋としてご利用できます。

※令和7年4月1日から受付移転に伴い、創作室Aは半面、定員14名

## 2. 利用案内

市民ギャラリーは、市民文化の向上のために、美術作品の創作活動としてご利用いただく施設です。

### ☆開館時間

窓口・施設の利用時間 9時～17時

※使用の申請は16時30分まで



### ☆休館日

・毎月第2月曜日(保守点検及び清掃)

※第2月曜日が休日にあたる場合は、その翌日とし、翌日も休日にあたる場合は、直近の休日以外の日とします。

・年末年始(12月29日から1月3日)

### ☆使用時間及び使用料

使用区分 部屋名	午前	午後	全日
	9時 ～12時30分	13時～17時	9時～17時
創作室 A	¥630	¥730	¥1,360
創作室 B	¥1,250	¥1,460	¥2,720
創作室 C	¥1,250	¥1,460	¥2,720

### ☆繰上・延長申請について

使用区分前や使用区分後にやむを得ず使用される場合は、繰上延長申請が必要になります。

繰上延長使用料は、使用区分にかかる基本使用料の額の10分の3に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数の額を切り捨てた額)です。

### ☆使用の不承認

- ① 営利を目的として使用するとき。
- ② 入場料その他これに類するものを徴収するとき。
- ③ 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- ④ 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- ⑤ ギャラリーの施設及び附属設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- ⑥ ギャラリーの管理上支障があると認められるとき。



# 3. 利用登録

## ☆利用登録の申込み

市民ギャラリーをご利用いただくためには、事前に利用登録をしていただく必要があります。

市民ギャラリーで「茅ヶ崎市民ギャラリー利用登録申込書」を配付しております(市ホームページからもダウンロード可)。登録料は発生しません。

### \* 申込み方法

申込書に必要事項を記入し、市民ギャラリー窓口までご持参ください。  
登録番号が記入された「利用登録書」を発行します。

### \* 登録番号は、1 団体に付き 1 つです

利用登録は、管理上必要なために行っていただきますが、利用そのものを許可するものではありません。そのため、内容によっては本申請の段階で利用をお断りする場合がございます。

## ☆使用者が次のいずれかに該当する場合は、使用料の軽減措置があります。

- ① 市又は教育委員会共催となる団体……………免除
- ② 市又は教育委員会後援事業を行う団体……………50%
- ③ 市内の学校又は保育所 ……………50%
- ④ 社会教育関係団体(※) ……………50%
- ⑤ 市内の社会福祉法人 ……………50%



※社会教育関係団体として初めて減免を受ける時は、申請が必要です。

初めて希望される団体は、以下の必要書類を揃えて、社会教育課(市役所分庁舎3階)へご相談ください。

- (1)団体の規約あるいは会則
- (2)会員名簿(名前・住所地記載のもの。住居番号・電話番号は不要)  
代表者は連絡先(住所・電話番号)が必要です。
- (3)団体の年間事業計画書(活動内容が分かるもの)
- (4)団体の年間収支予算書

### \* 社会教育関係団体とは

法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。(社会教育法第 10 条)

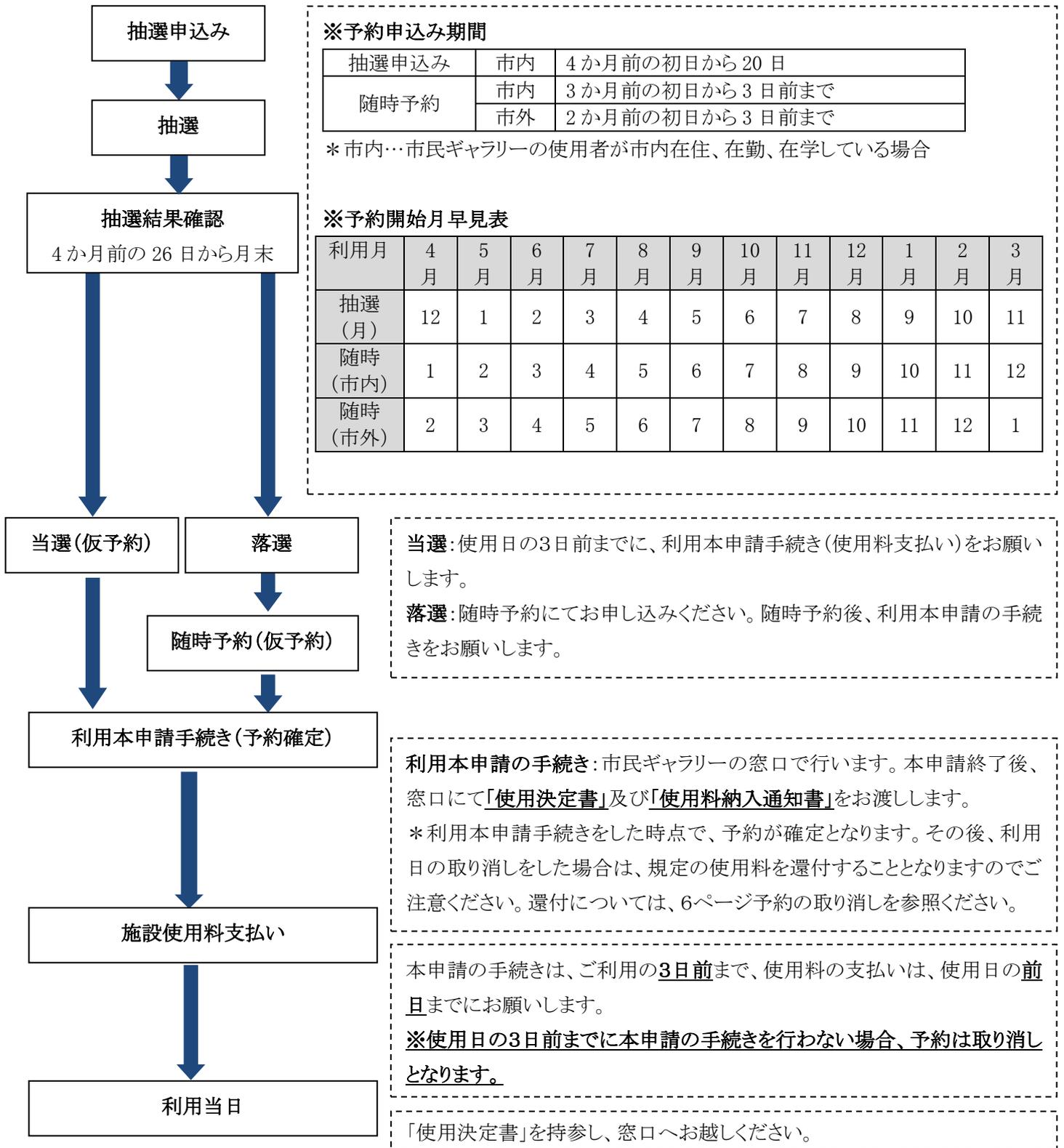
### \* 社会教育とは

学校教育法に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む)をいう。(社会教育法第 2 条)

# 4. 申込み

## ☆利用申込み手順（創作室）

予約は、公共施設予約サービス(6ページ参照)をご利用ください。仮予約は、1か月最大5件まで申し込むことができます。予約が重複した場合は抽選となります。随時予約による申込みは、当選した件数を含めて1か月最大7件まで申し込むことができます。



## 5. 取り消し

### \*利用本申請をしていない場合

- 『仮予約』となるため、キャンセル料は発生しません。
- 予約の取り消しは、使用日の3日前までに施設予約サービスで行ってください。  
なお、利用しない場合は、他の利用者の方が利用できるように速やかに手続きをしてください。

### \*利用本申請をした場合

- 市民ギャラリー窓口にて手続きをしてください。使用料の還付は口座振込となりますので、振込先が分かるもの(銀行名・支店名・科目・名義・口座番号)が必要です。「使用決定書」「使用料納入通知書」を併せてお持ちください。
- 次の期日までに手続きをした場合は、使用料の額の80%を還付します。  
次の期日を過ぎた場合には、使用料の還付はありませんのでご了承ください。

創作室	使用日の3日前までの取消	使用料の額の80%を還付(その額に10円未満の端数があるときは、その端数の額を10円に切り上げた額)
-----	--------------	--

## 6. 利用上のお願い

- ①利用の際は、必ず使用決定書を窓口職員へ提示してください。
- ②市民ギャラリーの利用に際して、特別の設備を使用するとき又は備え付けの器具以外の器具を使用するときは、必ず特別の設備等申請書の提出が必要です。
- ③壁、柱、窓等に張り紙をしたり、釘類を打ち込まないでください。
- ④館内での喫煙は禁止です。
- ⑤水分補給以外の館内での飲食はご遠慮ください。
- ⑥火気を使用しないでください。
- ⑦危険物、不潔物等を持ち込まないでください。また、ゴミ類は各自でお持ち帰りください。
- ⑧準備及び後片付けは使用時間内に行ってください。使用後は原状回復をお願いいたします。
- ⑨他人に迷惑を及ぼす行為をしないでください。
- ⑩各施設の利用時間は、準備・片付け・退出完了までの時間を含んだ時間です。時間内での入室・退出に御協力ください。
- ⑪その他、職員の指示に従ってください。



## 7. 問い合わせ先等

### ○アクセス

〒253-0043 茅ヶ崎市元町 1-1 ネスパ茅ヶ崎ビル5階

JR 東海道線「茅ヶ崎駅」下車、徒歩 1 分。

※駐車場はございませんので公共交通機関をご利用ください。

※令和7年4月1日以降は、3階からの出入りができなくなります。

3階については令和7年に改修工事を予定しており、改修工事後は、3階からの出入りが可能となる予定です。



### ○公共施設予約サービス

市民ギャラリーの施設予約は市内公共端末・インターネット(パソコン・スマートフォン等)からお申し込みいただけます。窓口・電話・メールでの申し込みは受け付けておりませんので、ご了承ください。

使用端末機	利用可能時間
市内公共端末 (市民ギャラリー、ハマミーナまなびプラザ等に設置)	9時～各施設閉館時間
インターネット ※茅ヶ崎市 HP から トップページ>施設案内・予約>施設予約>公共施設予約サービス <a href="https://yoyaku.city.chigasaki.kanagawa.jp/cultos/reserve/gin_init2">https://yoyaku.city.chigasaki.kanagawa.jp/cultos/reserve/gin_init2</a>	6時～24時  公共施設予約サービス二次元バーコード

## 問い合わせ先

### 茅ヶ崎市民ギャラリー

受付時間：9時～17時 ※使用の申請は16時30分まで

休館日：毎月第2月曜日(保守点検及び清掃)・年末年始(12月29日～1月3日)

電話：0467-87-8384

### 茅ヶ崎市 文化スポーツ部 文化推進課

受付時間：8時30分～17時15分

閉庁日：土・日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)

電話：0467-81-7148

